**登録電気工事業者の廃止の届出に必要な書類**

|  |
| --- |
| 登録電気工事業者は電気工事を廃止したときは、その旨を届け出なければならない。 |

○届出の期間　廃止の日から３０日以内

○提出及び連絡先

 〒０８５－８５８８ 釧路市浦見２丁目２番５４号

 北海道 釧路総合振興局 産業振興部 商工労働観光課 主査（指導保安）

 ＴＥＬ：０１５４－４３－９１８３（直通）

 ＦＡＸ：０１５４－４１－０９６７

○届出に必要な書類

|  |  |
| --- | --- |
| 書　類　名　等 | 備　考 |
| １　電気工事業廃止届出書 |   |
| ２　交付されている登録証 |  |

○注意事項

　次の場合は、廃止の届出をする必要はない。

　１　事業の全部譲渡による承継の場合

　２　個人である電気工事業者が死亡して、相続人が相続を放棄した場合

　３　法人である電気工事業者が解散した場合

　４　「みなし登録業者」へ行した場合

※「みなし登録業者」への移行は、登録証の返納が必要

様式第１２（第８条）

|  |  |
| --- | --- |
| ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 年　月　日 |

　　　　　　　　電気工事業廃止届出書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　北海道釧路総合振興局長　様

〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人にあつては

 代表者の氏名

　電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律

第１１条の規定により、次のとおり届け出ます。

１　登録の年月日及び登録番号

２　事業を廃止した年月日

３　事業を廃止した理由

（備考）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　×印の項は、記載しないこと。